

みんなで“うおづ”を創ろう!

魚津市自治基本条例

概要版



市民自治の確立を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割分担の中で、持てる力を発揮しながら人々が幸せに暮らせるまち“うおづ”を創っていくため、自治の基本となるルールや仕組みを定めた「魚津市自治基本条例」を制定しました。

魚津市

条例制定までの経過



平成18年3月策定の魚津市総合計画第8次基本計画の基本理念のひとつに「市民協働」を位置付け、その中に協働のまちづくりの指針となる住民自治基本条例の策定に取り組む必要性を明記しました。その後、各地域で地域振興会などが設立され、住民がまちづくりに関わる機会が多くなったことから、平成21年度に条例策定検討会等を立ち上げました。約2年間をかけて公募委員を含む市民会議や庁内組織である検討会などで検討し、素案についてのパブリックコメントや地域説明会を経て、平成23年9月議会において「魚津市自治基本条例」が可決制定され、施行しました。

〈平成23年9月21日施行〉

自治基本条例とは？

「自治基本条例」ってなんだろう？



自治基本条例は、魚津市における自治の基本となるルールを定めたものです。

魚津市自治基本条例には、自治の基本理念・基本原則や、市民の権利と責務、議会や市長等の役割と責務のほか、市政運営に関する基本的な事項を定めています。



どうして条例が必要なの？

地方分権の進展により国と地方自治体が対等・協力の関係へと変わり、そこに暮らす人たちがお互いに連携・協力して、自分たちの地域のことは自分たちで考え、決定し、行動するという「自治」本来の姿を実現していく時代となりました。また、人口減少・少子高齢化の進行により、地域資源を守り、有効に活用しながら、市民一人ひとりの個性や能力が活かされる市民が主体となった自治を行うために、市民と市が協働してまちづくりを進めていくことが必要となってきました。

このようなことから、市民と市それぞれの役割をはっきりさせ、自治の基本となるルールや仕組みをつくることが必要となってきたのです。

条例ができるとどうなるの？



市民と市が、目指すべきまちの姿を共有することで、より一層、自治を発展させることができます。また、情報共有の促進、市民参画制度の充実、市民と市が協働して公共的課題を解決することや、市の仕事のやり方、職員の意識が変化することにより、市民が主体となったまちづくりが一層推進されます。

条文の内容



魚津市自治基本条例は、自治の基本を定める重要な条例ですから、条例制定の理念を強調し、条例が目指している理想をわかりやすく、自由な表現で、市民が決意を表明するという意味も込めて前文を置いています。

前文

- 自分たちのことは自分たちで考え、決定、行動し、だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち“うおづ”を創っていきます。
- 一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、市民と市が情報を共有し、市民参画と協働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現を目指します。

この章では、条例の目的、条例の位置付け、条例で使う重要な用語の定義について定めています。

目的

この条例は、自治の基本理念及び基本原則を示し、市民の権利と責務、議会や市長等の役割と責務並びに市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的としています。

第1条

条例の位置付け

この条例は、魚津市の自治の基本を定めた最も基本となるルールです。他の条例や規則、市政運営に関する計画などは、この条例と整合を図っていきます。

第2条

定義

- ・市民：市内に住所を有する人、市内で働く人や学ぶ人、市内で活動を行う人や団体
- ・市：議会と市長等
- ・参画：政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動すること
- ・協働：市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、共通の目的に向かって連携し、協力して活動すること

第3条

第2章

自治の基本理念

この章では、この条例の目的を達成するための基本となる理念について定めています。

次の基本理念により市民自治の確立を目指します。

- ・個人の尊厳及び自由を尊重し、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること
- ・地域の特性及び独自性を尊重した地域における自主的な活動を推進すること

第4条

第3章

自治の基本原則

この章では、自治の基本理念に基づいて、市民及び市が連携し、協力して活動するための自治の基本原則について定めています。

情報共有の原則

市政に関する情報を共有します。

第5条



参画の原則

市民の参画を得ながら市政運営を行います。

第6条



協働の原則

それぞれの果たすべき役割と責任を担い、協働して公共的課題の解決に当たります。

第7条



条例ができると？

- 事業の計画段階から積極的に情報提供をします。
- 情報をいろいろな方法でわかりやすく提供します。

- 事業の計画段階から意見や提案を出しやすくします。
- 審議会等の委員の公募などの参画の機会を充実させます。

- 市民が主体となった自治を行います。
- 市民と市が役割分担をし、連携・協力して公共的課題の解決に当たります。

第4章

市民

この章では、市民自治の担い手である市民の権利と責務、市民の一員である事業者の役割について定めています。

市民の権利

- 市政に関する情報を知る
- 市政に参画する

市民の責務

- 市民自治の主体者であることを認識し、市政に参画するよう努める
- 参画、協働に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つ

第8条

事業者の役割

- 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める

第9条



第5章

議会及び議員



この章では、市の意思を決定する議事機関である議会の役割と責務、開かれた議会運営、議員の役割と責務について定めています。

議会の役割及び責務

- 市の意思決定機関としての責任を自覚し、市長等を監視する機関としての役割を果たし、市勢の進展に努める
- 市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させる
- 政策形成機能の充実を図る

第10条

開かれた議会

- 原則として会議を公開し、審議に関する情報を公開する
- 議会の活動内容に関する情報を提供し、広く市民の声を聴く機会を設けるよう努める

第11条

議員の役割及び責務

- 政治倫理を確立し、総合的な視点で公正かつ誠実に職務を遂行
- 市政に関する考えを明らかにする
- 議会における審議、政策立案活動の充実に努める

第12条

市民と市の役割



第6章

市長等及び職員

この章では、市を代表して市政運営を行う市長や市長を含む執行機関の役割と責務、全体の奉仕者として市政運営に携わる市の職員の責務について定めています。

市長の役割及び責務

- 市民の信託に応え、市民福祉の増進を図る
- 地域の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を上げる市政運営

市長等の役割及び責務

- 公正かつ誠実に事務を執行し、相互の連携を図る
- 公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供

第13条

職員の責務

- 公正かつ誠実に職務を遂行
- 法令遵守
- 職務に必要な能力の向上と自己研鑽

第14条



この章では、自治の基本理念を実現するために、自治の基本原則に基づき市政運営を行うための基本となる諸原則や諸制度について定めています。

総合計画等

第15条

- 総合的かつ計画的な市政運営を図るための総合計画を策定します。
- 議会の議決を経て、基本構想を策定します。
- 総合計画等市政運営に関する重要な計画は、情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民参画を得て策定します。
- 総合計画等の内容、進ちょく状況に関する情報をわかりやすく提供します。

住民投票

第19条

- 市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するために住民投票の制度を設けることができます。
- 住民投票の結果を尊重します。

協働の推進

第20条

- 協働を推進するための仕組みを整備します。
- 協働を推進するための環境づくりに努めます。
- 市民の自発的な活動を支援するよう努めます。

行財政運営

第16条

- 行政改革に継続的に取り組みます。
- 簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織を編成します。
- 計画的で健全な財政運営を進めます。
- 財政に関する事項を公表し、市民にわかりやすく説明します。

法令遵守及び公益通報

第21条

- 法令遵守のための体制整備を図り、適法かつ公正な市政運営に努めます。
- 公益通報のための体制を整備します。



行政手続

第22条

- 市民の権利利益を守るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に実施します。

行政評価

第17条

- 客観的な行政評価を行います。
- 行政評価の結果を施策等の改善、見直しに反映させるよう努めます。
- 第三者による評価を取り入れるよう努めます。

情報公開



情報公開

第23条

- 市の保有する情報を、市民の求めに応じ原則として公開します。
- 市政運営に関する情報を積極的に提供します。

市民参画の推進

第18条

- 市民参画の機会を保障するために、制度の充実に努めます。
- 附属機関等は、幅広い市民の参画を図っていきます。
- 重要な政策の意思決定過程で広く市民の意見を聴きます。

個人情報の保護

第24条

- 市が保有する個人情報を適正に取り扱います。

第8章

地域コミュニティ等

この章では、地域コミュニティ等の主体的な活動が、市民自治を推進する上では欠かせないものとして、そのあり方や市民及び市とのかかわりについて定めています。

地域における市民自治の推進

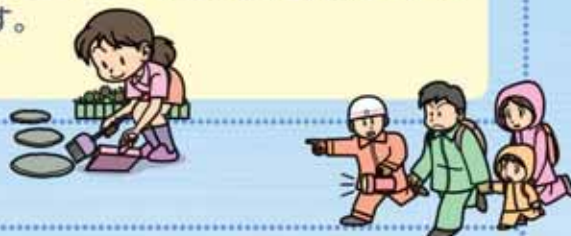
第25条

- 市民は、地域コミュニティ等が行う、地域の課題解決や地域活動に参加、協力するよう努めます。
- 地域コミュニティ等は、地域における市民自治の推進に努めます。

地域コミュニティ等の尊重

第26条

- 地域コミュニティ等の役割・活動の自主・自立性を尊重します。
- 地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。



第9章

危機管理

この章では、危機管理に対する市の責務と、災害等の発生時の役割について定めています。

- 災害等から市民の生命、身体、財産を保護するよう努めます。
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する計画を策定し、体制を整備します。
- 市民自らも災害等に備えるよう努め、災害等の発生時には相互に協力して対応します。

第27条

第10章

国、他の地方公共団体等との連携・協力

この章では、国、他の地方公共団体等との連携や協力について定めています。

- 国、県と相互に協力して市民自治の確立に努めます。
- 他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、連携・協力してその解決に努めます。
- 国際社会との交流・連携に努めます。

第28条

第11章

条例の見直し

この章では、条例の見直しについて定めています。

- 市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について見直しを行い、必要があれば改正等を行います。

第29条

市民自治の確立のために
何をすべきか
理解してもらえましたか？



- 情報共有の促進
- 市民参画制度の充実
- 市民と市が協働して公共的課題の解決
- 市の仕事のやり方・職員の意識の変化



ここからが、協働のまちづくりのスタートです。
みんなで私たちのまち“うおづ”を創っていきましょう！

前文

私たちのまち魚津市は、先人たちのたゆみない努力によって、古くから新川地域の行政や経済の中心として栄えてきました。私たちは、立山の峰々を仰ぎ見、毛勝三山や僧ヶ岳などの美しい山並みから三大奇観である蜃気楼、埋没林、ほたるいかなどを有する神秘の海・富山湾へと続く豊かな風土の中で、歴史や文化を育んできました。いにしへの伝統を今に伝えるため祭りやせり込み蝶六踊り、「じゃんこい、じゃんこい」という賑やかなかけ声は、どこにいても私たちにふるさと魚津を思い起こさせてくれます。

私たちは、時代がどのように移り変わろうとも、豊かな自然の中で先人たちが守り育ててきた知恵と文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切に、元気で笑顔あふれるふるさとを、次世代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たちは、自分たちのことは自分たちで考え、決定、行動し、だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち“うおづ”を創っていきます。

ここに、一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、市民と市が情報を共有し、市民参画と協働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現を目指し、魚津市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務、市議会（以下「議会」といいます。）及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割及び責務並びに市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市は、他の条例等の制定改廃並びに市政運営に関する計画の策定及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 市 議会及び市長等をいいます。
- (3) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、共通の目的に向かって連携し、かつ、協力して活動することをいいます。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

- (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。
- (2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域における自主的な活動を推進すること。

第3章 自治の基本原則

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、市政に関する情報を共有することを原則とします。

(参画の原則)

第6条 市は、市民の参画を得ながら市政運営を行うことを原則とします。

(協働の原則)

第7条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自主的かつ自立的に行動するとともに、協働して公共的課題の解決に当たることを原則とします。

第4章 市民

(市民の権利及び責務)

第8条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

2 市民は、市民自治の主体者であることを認識し、市政に参画するよう努めるものとします。

3 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

第5章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、その責任を自覚するとともに、市長等を監視する機関としての役割を果たし、市勢の進展に努めるものとします。

2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、調査研究を行うとともに、専門家等の知見をいかすよう努めるものとします。

(開かれた議会)

第11条 議会は、原則として会議を公開します。また、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとします。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を市民に提供するとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、政治倫理の確立に努めるとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、市政に関する自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとします。

第6章 市長等及び職員

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長は、市民の信託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。

3 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。

4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければなりません。

(職員の責務)

第14条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自らが市民の一員であることを認識し、市民自治を推進しなければなりません。

2 職員は、法令及び条例等を遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、最大の効果を挙げることができるよう創意工夫するとともに、必要な能力の向上及び自己研鑽に努めなければなりません。

第7章 市政運営

(総合計画等)

第15条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 前項に規定する基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。

3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。

4 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民にわかりやすく提供しなければなりません。

5 前2項の規定は、市政運営に関する他の重要な計画について、準用しなければなりません。

(行財政運営)

第16条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政改革に継続的に取り組むものとします。

2 市長等は、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織を編成し、常にその見直しを行うものとします。

3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営を進めなければなりません。

4 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

(行政評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を進めるため、客観的な行政評価を行わなければなりません。

2 市長等は、行政評価の結果を施策等の改善及び見直しに反映させるよう努めるとともに、市民にわかりやすく公表しなければなりません。

3 市長等は、行政評価について、第三者による評価を取り入れるよう努めなければなりません。

(市民参画の推進)

第18条 市は、市政への市民参画の機会を保障するため、制度の充実に努めなければなりません。

2 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員を公募することなどにより、幅広い市民の参画を図るものとします。

3 市は、重要な政策の意思決定過程における市民参画の機会の拡大を図るため、広く市民の意見を聴くものとします。

(住民投票)

第19条 市は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票の制度を設けることができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(協働の推進)

第20条 市は、協働を推進するための仕組みを整備しなければなりません。

2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談及び研修を行う機会の確保等の市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければなりません。

3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

(法令遵守及び公益通報)

第21条 市は、法令及び条例等の遵守並びに倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保し、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければなりません。

2 市長等は、適法、透明かつ公正な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければなりません。

(行政手続)

第22条 市長等は、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に実施しなければなりません。

2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

(情報公開)

第23条 市は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、市の保有する情報を、市民の求めに応じて原則として公開するとともに、市政運営に関する情報を積極的に提供しなければなりません。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

(個人情報の保護)

第24条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

第8章 地域コミュニティ等

(地域における市民自治の推進)

第25条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。

(地域コミュニティ等の尊重)

第26条 市は、地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。

第9章 危機管理

第27条 市は、災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から、市民の生命、身体及び財産を保護するよう努めなければなりません。

2 市長等は、災害等に備え、防災関係機関との緊密な連携を図りつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備しなければなりません。

3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動へ参加するなど、相互に協力して対応しなければなりません。

第10章 国、他の地方公共団体等との連携・協力

第28条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。

2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。

3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。

第11章 条例の見直し

第29条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づいて改正等必要な措置を講ずるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

条例制定までの取り組みや条例の「逐条解説」など、さらに詳しい情報は、魚津市のホームページでご覧いただけます。

ホームページ

<http://www.city.uozu.toyama.jp/hp/svSecHP.aspx?seccd=A010202>

検索サイト→ 魚津市 自治基本条例

検索

お問合せ先

魚津市企画総務部地域協働課

〒937-8555 魚津市駅通一丁目10番1号

TEL.0765-23-1017 FAX.0765-23-1051

E-mail: chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp